

八尾商工会議所の 労働保険

雇用
保険

労災
保険

事務代行サービスの お知らせ



メリット

1

特別加入制度

本来、労災の対象外の事業主・役員も「特別加入」として労災に加入できます。特に、建設業であれば現場に入る際の証明書類（労働保険や特別加入の加入証明、従業員の雇用保険の加入に関する資料など）の準備をサポートできます。



メリット

2

事務の手間を削減

本来、自社で対応が必要な労働保険等の申告・納付の手続きや、従業員の入退社の手続き、離職票の作成等の事務手続きを事業主に代わって手続きを行うため、事務の手間を省き、自社の業務に専念いただけます。また、ハローワークや労働基準監督署で行っていた手続きがFAX・メール・郵便で依頼も可能です。

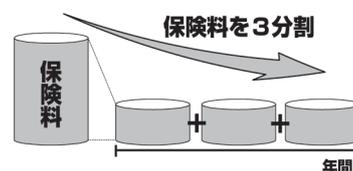


メリット

3

保険料の分割納付

本来、一括納付である労働保険料の支払を、労働保険事務組合に委託された場合、保険料の額に関わらず年3回に分割して納付することができます。



お問い合わせ先

八尾商工会議所労働保険事務組合

〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6
TEL : 072-922-1181 FAX : 072-922-8828
E-mail : gyoum_s@yaocci.or.jp

詳しくは
裏面へ

労働保険事務組合に委託できる事業主

常時使用する労働者が

- ① 金融、保険、不動産、小売業にあつては50人以下の事業主
- ② 卸売、サービス業の事業にあつては100人以下の事業主
- ③ その他の事業にあつては300人以下の事業主

労働保険委託の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- 労働保険料の申告及び納付に関する事務(労働保険料の計算や、労働局への保険料納付の手続き等)
- 労働保険加入手続きに関する事務(新たに労働保険に加入する場合や、登録内容変更の手続き等)
- 特別加入の申請等に関する事務(代表者や役員等の労災保険特別加入、脱退の手続き等)
- 雇用保険の申請等に関する事務(従業員の入退社の都度に必要な手続き等)
- その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

※なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

八尾商工会議所労働保険事務組合会費

会員限定価格のため、安価な金額で委託することができます!

※労働保険料以外の事務手続き費用は一切かかりません。

(消費税込)

事業所従業員数	月 額	年 額
1人～ 10人	1,030円	12,360円
11人～ 20人	1,560円	18,720円
21人～ 30人	2,080円	24,960円
31人～ 40人	2,610円	31,320円
41人～ 50人	3,130円	37,560円
51人～ 60人	3,660円	43,920円
61人～ 80人	4,180円	50,160円
81人～ 100人	4,700円	56,400円
101人～ 200人	5,230円	62,760円
201人以上	6,280円	75,360円

【ご注意】労働者がいなければ労働保険への加入はできません。